

酒田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 概要版

目的

気候変動問題は、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されている。国際的、国内的にも気候変動問題は喫緊の課題とされており、本市においても、これまで以上の対策を実施する必要がある。

そのため地球温暖化対策推進法第21条第3項の規定に準じた計画として酒田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、**温室効果ガス排出量削減を行うための施策を推進するもの**とする。

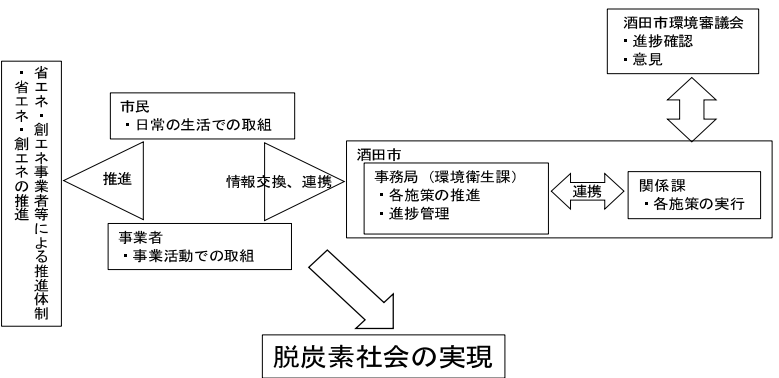
対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定される7種類の温室効果ガスのうち、排出量の大部分を占める**二酸化炭素（CO2）**のみを対象とする。温室効果ガスに占める二酸化炭素の割合は9割弱になっている。

推進体制

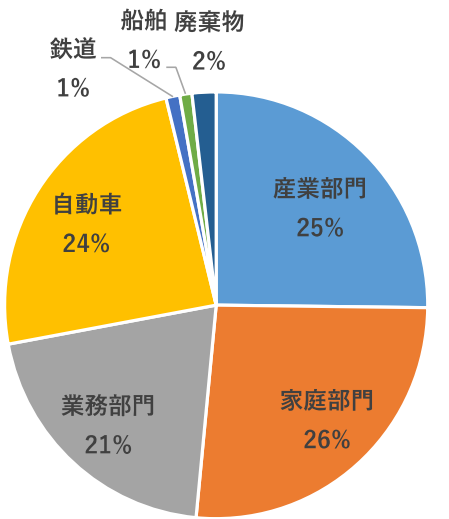
地球温暖化対策を推進していくためには、市・市民・市民団体・事業者の各主体がそれぞれの役割と責任を踏まえ、自主的に対策を推進するとともに、各主体が温暖化に対する情報を共有し、理解を深め、協働して取り組んでいく必要があるため、環境衛生課に事務局を置き、関係各課と連携して推進する。

- さらに、本市における以下のような事業者の推進体制を構築していくことも重要である。
- ・再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）の設置事業者
 - ・省エネ住宅、省エネリフォームに関わる工務店
 - ・高効率給湯器の設置に関わる水道工事事業者やガス灯油販売店
 - ・工業団地における省エネルギーと再生可能エネルギーの推進



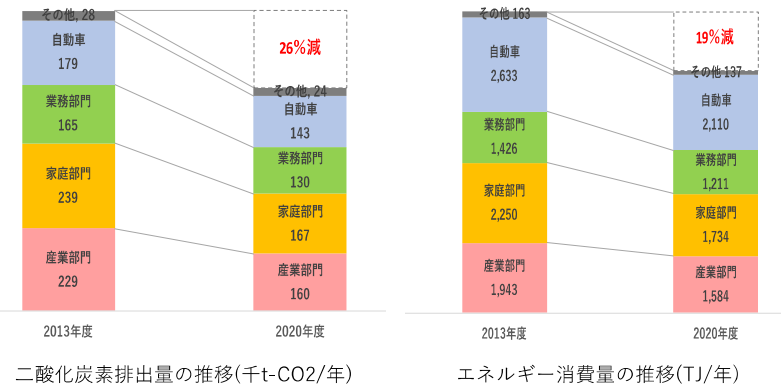
温室効果ガスの現況推計

本市の2020年度二酸化炭素排出量は625千トンCO2/年と推計される。部門別の割合はグラフのとおり。



2013年度から2020年度の推移

日本の地球温暖化対策計画の基準年である2013年度から二酸化炭素排出量は26%減、エネルギー消費は19%減少した。



森林吸収量の推計

本市の森林吸収量は64,062t-CO2/年。これは二酸化炭素排出量624,633 t-CO2/年の10%に相当する。

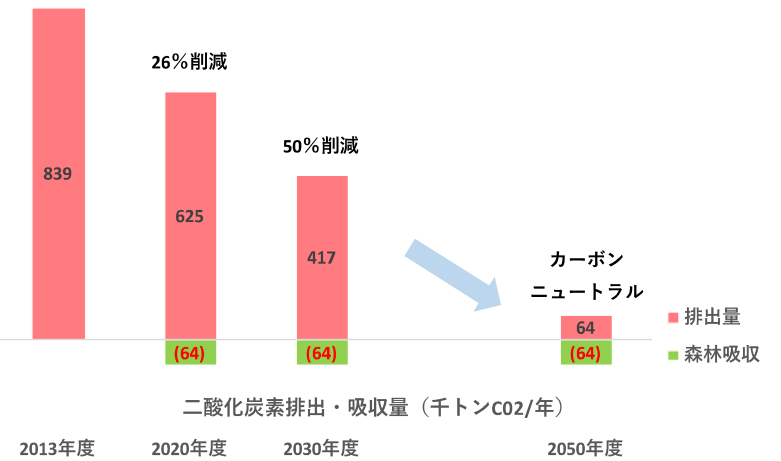
地域の再生可能エネルギー導入可能性

環境省の自治体再エネ情報カルテによれば、本市における太陽光発電、陸上風力発電、中小水力発電、地熱発電の再生可能エネルギーポテンシャルは4,273GWh/年ある。太陽光発電が2,316GWh/年、陸上風力発電が1,703GWh/年、中小水力発電が216GWh/年となっている。

計画全体の目標

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を基準年度の2013（平成25）年度と比較して森林による二酸化炭素吸収量を含まずに**50%削減**を目標とする。
長期的には2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す。なお、2050年度のカーボンニュートラルに向けては、2030年度までのCO2削減の実績や課題を検証しながら、実効性の高い取組を探っていく。

- 中期的な目標 2030年度に2013年度比50%削減
- 長期的な目標 2050年度までに実質排出量ゼロ



再生可能エネルギーの導入目標

2030年度に二酸化炭素削減の目標を達成するために太陽光発電の導入目標を次のように設定する。

	平均出力	導入数	出力合計	発電量
住宅屋根	5.5 kW	1,000 棟	5.5 MW	5,782 MWh/年
非住宅屋根	30 kW	200 棟	6 MW	6,307 MWh/年
土地系	100 kW	100 カ所	10 MW	10,512 MWh/年
合計			21.5 MW	22,601 MWh/年

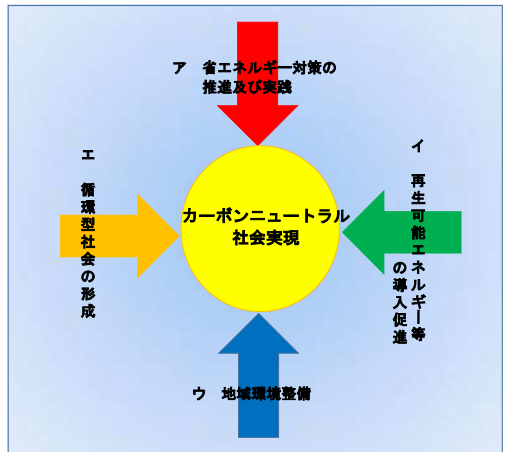
再生可能エネルギー循環都市の実現について

本市は、本市の持つ地域資源を活用し再生可能エネルギー循環都市を目指すことにより、様々な地域課題の解決を目指す。

温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

本市では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進する。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、省エネルギー対策の推進及び実践、再生可能エネルギー等の導入促進、地域環境整備、循環型社会の形成に取り組むものとする。

- ア 省エネルギー対策の推進及び実践
- イ 再生可能エネルギー等の導入促進
- ウ 地域環境整備
- エ 循環型社会の形成



区域施策編の実施及び進捗管理

・庁内関係部局や庁外ステークスホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施する。
・毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施する。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施する。さらに、それらの結果を踏まえて、
・毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととする。

【本資料は、本計画を読みやすくまとめた概要版です。詳しくは、本編をご覧ください。】